

四、諸子百家の時代（三） — 兵家・法家 —

- ・ 知彼知己、百戰不殆。（『孫子』謀攻篇）
- ・ 以子之矛、陷子之楯何如。（『韓非子』難篇）

一、兵家

一―一、〔¹〕 ……（孫子）……春秋時代末期、呉王闔廬に仕えた人物。

春秋時代末、呉と越が長期戦を繰り広げ、戦争形態が一変（それまでの戦争は一種の美学）。

孫子が前提とする戦争は、数十万の軍隊によって構成された国家総動員体制の戦争であり、地形の変化を巧みに利用して、機動的に軍隊を展開し、兵站（後方支援部隊）を確保しつつ長距離侵攻作戦を繰り返すというもの。やがて戦争は大規模化し、一国の興亡を左右するようにもなる。

孫子は、戦争の本質を〔²〕 ……（だましうち）にあると喝破し、敵兵力との直接

的な対峙を避けた、戦略・外交・奇策の重要性を力説。

〔³〕 ……開戦前の情報分析、廟の間で頭上演習。

〔⁴〕 ……情報収集に活躍する存在、すなわちスパイの活用。

現行本『孫子』十三篇や銀雀山漢墓竹簡『孫子』（228頁参照）に記載されている孫子の兵法の特色。

・ 軍事力を発動せず、謀略段階で決着をつけるのが最上の策、次に外交、次に野戦、最悪は城攻め。

・ 〔⁵〕 ……自軍の戦力を温存したまま、奇策によって実質的な勝利を得る。

・ 〔⁶〕 ……大規模戦争では個人の武勇や奮闘ではなく組織としての圧倒的な力が勝利をもたらす。

・ 敵の充実したところ（実）を避け、手薄なところ（虚）を撃て。姿なき軍隊、声なき軍隊であれ。

・ 情勢の変化や地形に柔軟に対応し、〔⁷〕 ……のごとく変化せよ。

◎ 突出した合理性。当時は戦場に昇る雲気の観望や占いによって勝敗を予測するというのが一般的な思考方法であったが、孫子は勝敗はすべて人智によって決すると宣言した。

一―二、〔⁸〕 ……（呉子）……『孫子』の兵法の傾向を継承。戦国初期の魏の將軍として活躍。

その思想をまとめたとされる『呉子』は、『孫子』と並ぶ中国の代表的兵書。

「孫呉の書は家ごとであり」（呉子は孫子と並ぶ兵法家として世に知られていた）

◎ 〔⁹〕 ……の思想……武力を発動する前提としての「国政」の重要性を説く。

戦争の勝敗を神頼みではなく、すべて知謀によって考察しようとする兵学は、後に、

〔¹⁰〕 ……家の兵法と総称されていくことになる。

二、法家

二―一、成文法と商鞅変法

法の起源 — 春秋時代の鄭の子産がはじめて法律を明示。

〔¹¹〕 ……貴族の行動を律するもの。国家や共同体の伝統的慣習を基にしたもので、明文化されておらず、罰則規定もなかったため、乱世の時代に入って機能不全に陥る。そこで為政者は、規則を明文化し、違反した場合の罰則も明示。↓〔¹²〕 ……

成文法の採用によって国家の大改革に成功したのが〔¹³〕 ……。

戦国時代中期、秦の孝公に仕えた〔¹⁴〕 ……は、旧来の貴族制を根底から覆し、厳格な

〔¹⁵〕を導入。身分や家柄に関係なく、軍事的功績のあった者に爵位を授与し、逆に、貴族の身分にある者でも、軍功がなければ爵位を剥奪するとした。

また、民を軍事と農耕に専念させた。↓〔¹⁶〕

この富国強兵策の成功により、秦は「戦国の七雄」の一つとして中国世界に躍り出た。

◎秦王政―〔¹⁷〕 〔前二五九く前二一〇〕…この路線を推進し、ついに中国を統一。

←秦の始皇帝を感激させた人物

二二二、〔¹⁸〕

…儒家の〔¹⁹〕に学び、同門には後の秦の宰相〔²⁰〕がいた。

法によって人々を統制しようとする〔²¹〕を主張。

①秦が推し進めてきた法治の歴史を、韓非子の思想が正当化。

・世襲による地位身分ではなく、〔²²〕を重視。

・〔²³〕…自発的な行動に任せるのではなく、アメとムチで人々をコントロール。

・〔²⁴〕…官僚体制の確立を理想とする韓非子にとつて越権行為は許されざる行為。

②韓非子の思想が始皇帝の権威をさらに強化。「法」に加えて、「術」と「勢」という要素。

・〔²⁵〕…君主が臣下を操縦するための術策。

戦国時代の申不害〔²⁶〕によって提唱された。↓〔²⁶〕

〔臣下の「名」(言辭)と「刑」(行為)とを厳しく対照して、その結果や責任を問う。〕

・〔²⁷〕…法治を機能させるための必至の体勢・権勢。

戦国時代の慎到〔²⁸〕の思想をさらに展開させたもの。君主個人の徳性という不安定な要素に頼るのではなく、絶大な権威と官僚体制に支えられたオートマチックな法治を求める。

これらの要素を統合した韓非子の思想は、君主の権威を高め、臣民を自在に操る術としての性格が強く、〔²⁸〕と呼ばれることもあった。

◎韓非子の思想は、始皇帝との運命的な出会いによって、周王朝の封建体制に引導を渡し、皇帝という絶対的権威を頂点とした郡県制と法治体制、それを運営するための官僚体制を出現させた。

三、『呂氏春秋』と秦帝国の終焉

中国世界を統一した始皇帝は、郡県制の施行、度量衡や文字の統一、焚書坑儒による思想統制など、中央集権的な施策を次々に断行。

◎文化的事業…宰相の〔²⁹〕による〔³⁰〕の編纂。

春秋戦国時代の様々な学説・説話などを集めたもの。後に〔³¹〕に分類される、百家全書の文献。八覧・六論・十二紀の二十六巻から成る。

特に注目されるのは、〔³²〕に基づく十二紀の部分。

〔³³〕…時節のめぐりや、その時節に挙行すべき事業などを記したもの。春夏秋冬をそれぞれ「孟」「仲」「季」の三期に分ける。たとえば、十二紀中の「孟秋」には、軍事に関わる諸篇を配置。立秋における天子の事業として軍事を取り上げ、孟秋に行くべき人事を放棄したり、孟秋に行くべきでない事業を強行すれば、気が乱れて災禍が生じると警告。

この書は、〔³⁴〕(天と人為とに密接な相関関係があるという考え)を

暗に表明している。それは、〔³⁵〕を掲げて奔走してきた秦帝国

自身の歴史に対して、強い内省を迫る可能性を秘めていた。しかし、秦帝国は、『呂氏春秋』の思想に耳を傾ける間もなく、わずか十五年で崩壊。ここに諸子百家の時代は幕を閉じる。